#### カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進について 40

(財務省、環境省、経済産業省、国土交通省)

## 【内容】

- 再生可能エネルギーの最大限の導入などによるエネルギーの脱炭素化 (1) を着実に進めることはもとより、国民・産業界・地方自治体が果たす役割 を踏まえて、地域の脱炭素化を推進する取組に対する支援を強化するこ ہ ط
- (2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備や住宅のスマートハウス・ ZEH化等の導入に対する財政的支援を拡充するとともに、温室効果ガス 削減に資する革新的技術の開発・実用化を積極的に支援すること。
- 全国に先駆けて流域一体のカーボンニュートラルに取り組む「矢作川・ (3) 豊川CNプロジェクト」を始めとした先導的な脱炭素プロジェクトの推 進のため、制度面、技術面、財政面などでより一層の支援を行うこと。
- (4) ゼロエミッション自動車の導入(公共部門を含む)、充電インフラや 水素供給インフラの整備促進、運営費負担に対する財政的支援の拡充を 図ること。

特に、国が検討している商用FCVを集中的に導入する「重点地域」 について、FCVの導入や水素ステーションの整備に先進的に取り組む 本地域を選定するとともに、これらに対し手厚い支援を実施すること。

(5) 水素社会推進法に基づき、低炭素水素等の基準や支援制度が検討され ているが、国に先駆けて低炭素水素等の利活用に取り組む事業者等に対 して、過剰な負担にならないように低炭素水素等の基準を設定するとと もに、財政的支援を強化すること。

#### (背景)

≪あいち地球温暖化防止戦略 2030 (改定版) における【目標】と【重点施策】≫

【目標】2030 年度▲46%(2013 年度比)、2050 年カーボンニュートラルの実現

|【重点施策】1 脱炭素プロジェクトの創出・支援 2 意識改革・行動変容

3 建築物の脱炭素化の推進

4 脱炭素型事業活動の促進

5 ゼロエミッション自動車の普及加速 6 水素社会の構築

○ 「脱炭素プロジェクトの創出・支援」としては、2021 年度から「あいちカーボンニ ュートラル戦略会議」を設置するとともに、全国の企業・団体から事業・企画アイデア を募集し、「矢作川・豊川 C N プロジェクト」始め 4 件を選定している。このうち本年 度は、CO2コンクリート固定化技術を利用した「カーボンリサイクルプロジェクト」 と荷主と運輸事業者等が連携した「物流脱炭素化プロジェクト」を開始した。

- 「建築物の脱炭素化の推進」及び「脱炭素型事業活動の促進」としては、住宅のスマートハウス・ZEH化や太陽光発電設備・蓄電池等の導入に対し、市町村と協調して個人に対する補助を実施するとともに、自家消費型の再生可能エネルギー発電等設備や省エネルギー設備の導入、建築物のZEB化を行う事業者に対する補助を実施するなど、家庭部門や産業・業務部門における取組を推進している。
- 「ゼロエミッション自動車の普及加速」としては、「あいち自動車ゼロエミッション 化加速プラン」に基づき、「車両導入の支援」、「インフラ整備の拡充」、「蓄電給電機能 の活用」を柱に自動車関係事業者、市町村と連携しながら取組を推進している。

重点地域の選定に向けて、県内6エリアを商用FCV重点エリアとし、需要のとりまとめや大型対応水素ステーションの適地選定等を実施している。

○ 「水素社会の構築」としては、2018年度から県独自で実施してきた低炭素水素認証制度 を、2023年4月から中部圏に拡大している。現在、9件のプロジェクトを認定し、低炭素 水素サプライチェーンの取組拡大を図っている。

## (参考)

#### ◇ 温室効果ガス排出量の削減日標

◇ 温主効未り入が山重の削減日保 (4.8)								
(単位:千 t-CO <sub>2</sub> )		2013 年度 排出量	2030 排出量	) 年度 2013 比	(千 t-00 <sub>2</sub> ) 80,000		46	カー
エネ 起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	40,153	26,246	▲34.6%	70,000	15.2%減	40	ボー
	業務部門	12,072	3,721	<b>▲</b> 69.2%	60,000		減	=
	家庭部門	8,584	1,922	<b>▲</b> 77.6%	50,000			니크니
	運輸部門	13,327	7,171	<b>▲</b> 46.2%	40.000		Ĭ	
	エネ転換部門	2,435	1,885	▲22.6%	30.000		•	
非エネ起源 CO2		2,225	1,764	▲20.7%	<i>'</i>			ル
その他ガス※		3,588	2,105	<b>▲</b> 41.3%	20,000			<u>の</u>
吸収源		_	▲330	_	10,000			実 現
合 計		82,384	44,483	<b>▲</b> 46. 0%	0	2013 2021	2030	2050
\"/7 m/	vzobbish ou vo bitos traino An						日煙	

%その他ガスは、 $CH_4$ 、 $N_2O$ 、代替フロン等4ガスの合計

#### ◇ 再生可能エネルギーの導入目標

2030年度:2021年度(335万kW)比1.7倍(580万kW)。(2022年度実績:365万kW)

#### ◇ 県の主な取組及び成果

• 住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金

太陽光発電設備、蓄電池、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、燃料電池等の導入補助。 補助実績累計(2023年度末まで) 20億6,190万円 延べ13万429件

先進環境対応自動車導入促進費補助金

中小企業等の事業者に対し、EV・PHV・FCV等を導入する経費の一部を補助。

EV·PHV·FCV の補助実績(2023 年度末まで) 18 億 3,589 万円 延べ 5,056 台

・充電インフラ整備促進費補助金(2024年度新規事業)

集合住宅や工場・事務所、商業施設等に充電設備を設置する事業者等に対し、経費の一部を補助。

自動車税種別割の課税免除

EV·PHV·FCVを対象に、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分を全額免除。 課税免除実績(2023年度末まで) 52億9,303万円 延べ54,790台

#### ・水素ステーションの整備・運営補助

国の補助金に上乗せ補助。

整備補助実績累計(2023 年度末まで)29 億 5,001 万円 31 箇所運営補助実績累計(2023 年度末まで)9 億 3,119 万円 37 箇所

# 41 生物多様性の保全に係る取組の推進について

(財務省、環境省)

#### 【内容】

- (1) 「30by30 目標\*」の達成に向けて、企業による積極的な取組を促進するため、税制優遇など経済的なインセンティブとなる施策を速やかに講じること。
- (2) 地域における保全活動を継続的に実施する担い手を養成するため、 ユース世代における生物多様性の主流化の機運醸成や地方公共団体 が行うユース活動支援策への財政的な支援を講じること。
- (3) 地方公共団体が行う特定外来生物の防除対策に対する十分な財政 支援を講じるとともに、効果的な防除手法を開発すること。

※2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする世界目標 (背景)

- 2024年4月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する 法律」(以下「新法」という。)が成立し、企業等が実践する里地里山の保全や外来 生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進 活動実施計画の認定」等の規定が盛り込まれた。
- また、2024年3月には、関係省庁(環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通 省)により「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定され、企業のネイチャー ポジティブ経営への移行に向けた指針が示された。
- 県では、優良な取組を実践する企業を認証する「あいち生物多様性企業認証制度」 を 2022 年度から運用しており、企業からは、組織的・長期的な保全活動を行うため に、経済的なインセンティブを求める声がある。
- 国では、「30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会」において、新法を踏ま えたインセンティブ施策として「支援証明書の発行」等の検討が進められているが、 企業にとって真に経済的インセンティブとなる施策の早期実現が望まれる。
- 地域の保全団体では、経験豊富な高齢者が引退すると、保全活動のノウハウが継承されず、活動休止に至る場合もある。保全活動を継続・活性化するために、ユース世代の参加・育成は非常に重要であり、NPO 等からもユースへの期待の声が多くある。
- 本県では、各地域の NPO 等と連携して生物多様性保全に取り組むユース組織の支援を実施しているが、ユース組織だけでは財政的かつ技術的に自立は難しいのが現状である。また、継続的な活動につなげるために、学生の活動意欲が社会人になっても維持されるような仕組みづくりが重要である。
- 2024 年 8 月には、「生物多様性国際ユース会議」が国内(横浜)で開催され、ユース世代の生物多様性への関心が高まっている。これを契機に、ユース世代における生物多様性の主流化に向けた更なる機運醸成や、地方公共団体が行うユース活動支援策への財政支援が望まれる。

- 近年、外来生物による地域の生態系への影響が拡大しており、県の生物多様性の 保全において非常に大きな課題となっている。
- 2022 年 5 月の外来生物法改正により、国、都道府県、市町村、事業者及び国民の 責務に関する規定が創設され、国内で既に定着している特定外来生物の防除につい ては、地方公共団体が担うこととなった。
- 現在、侵略的外来カミキリムシ類については、被害樹木の伐採以外に確実な防除 手法がないため、より簡便・安価な防除手法の早急な確立が求められる。
- 2023 年度から防除対策に係る交付金の拡充など財政支援策が講じられたが、早春から初夏にかけて防除作業を行うことが重要な種もあり、効果的な防除対策に資するよう交付スケジュールの前倒しが望まれる。

## (参考)

## ◇ あいち生物多様性企業認証制度(2022年度~)

・県内の企業を対象に、「優良認証」及び「認証」の2区分で、生物多様性保全に 貢献する取組を行っている企業を認証する。 \_\_\_\_\_\_

・評価する主な項目は以下のとおり。

保全活動(植樹、ビオトープ創出・管理) 希少な動植物の保全や外来種の駆除 環境配慮経営(脱炭素、循環型社会形成)

【普及啓発活動(自然観察会、セミナーの開催)



・2022~2023 年度は、製造業、建設業、エネルギー、金融等、幅広い業種の 55 社 を認証した(優良認証 21 社、認証 34 社)。

#### ◇ 県が支援を行っている生物多様性保全に取り組むユース組織

## ○ 命をつなぐプロジェクト学生実行委員会(2011 年度~)

- ・大学生 (複数大学) で構成され、企業 12 社をはじめ、NPO、 専門家、行政と連携
- ・知多半島臨海部の企業緑地 (知多半島グリーンベルト) に おいて、ビオトープの整備やアニマルパスウェイの設置、 モニタリング調査等の生態系保全活動や地域参加型のイ ベント等を実施
- ・2023 年度の活動実績 約30回・参加学生延べ約240人



知多半島グリーンベルト (2023 年自然共生サイト認定)

#### O GAIA (2019 年度~)

- ・大学生(複数大学)を中心に、中高生・社会人で構成
- ・県全域での NPO 等との連携による海岸清掃や外来種駆除 活動等を実施(毎年9箇所)
- ・愛知こどもの国での昆虫観察会、環境イベントでのブース 出展、SNS・広報誌等による情報発信
- ・約90名の大学生等が参加(2024年8月現在)



NPOと「GAIA」の保全活動

## ◇ 県で確認された特定外来生物等(2024年3月末現在)

カミツキガメ、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク等 39 種類の特定外来生物が確認されている。

## 42 伊勢湾・三河湾の水環境の改善について

(財務省、農林水産省、国土交通省、環境省)

#### 【内容】

- (1) 伊勢湾・三河湾をきれいで生物多様性に富んだ豊かな海域環境に再生するため、閉鎖性水域の実情に応じたCOD削減の効果的な手法を確立するとともに、海域利用を踏まえた栄養塩類(窒素、りん)の適切な管理方策の検討及び自治体の海域環境再生の取組への支援を行うこと。
- (2) 水がきれいで、様々な生きものが生息・生育し、人々が親しめる「里海」に再生するため、省庁連携の取組としてダムや河川の堆積砂の有効活用等に必要な財政措置を講じ、深掘跡の埋戻しや覆砂、水質浄化機能を有する干潟・浅場・藻場の造成への支援を行うこと。
- (3) 下水道は水質浄化対策を進める上で重要な役割を担っており、流域下水道及び公共下水道の積極的な整備、既存施設の改築・更新、高度処理化を促進するため、十分な財政措置を講じること。

また、汚水処理の持続可能な事業運営を推進するため、広域化・共同 化計画に基づく取組への支援を行うこと。

(4) 浄化槽については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を図るため、浄化槽管理者の負担を一層軽減する形で補助制度を充実するとともに、自治会等が設置・管理している老朽化した集中浄化槽(管きょを含む)の更新・撤去に対する補助制度を創設すること。

#### (背景)

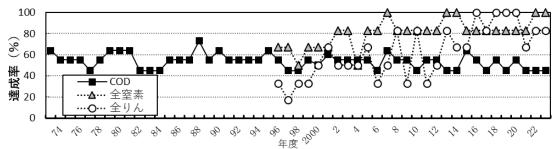
- 閉鎖性海域である伊勢湾・三河湾では、環境基準の達成率は、CODは概ね横ばい、 全窒素及び全りんは改善傾向にあるが、依然として赤潮や貧酸素水塊の発生が見られ る。また、生物多様性の喪失、水辺の減少等の水環境に関する問題も発生している。
- これらの問題の解決には、海域利用を踏まえた適切な栄養塩類管理、干潟・浅場・藻場の造成、下水道の整備等による安定的な汚水処理の持続、合併処理浄化槽への転換・整備の促進等、各分野の施策を総合的かつ一体的に推進していくことが不可欠である。
- 豊かな海域環境に関して、2021年3月の「第9次水質総量削減の在り方について(答申)」では、「環境基準の達成状況や、貧酸素水塊等の発生、『豊かな海』を目指すうえでの課題等は指定水域内でも場所により異なることから、今後は、よりきめ細かに海域の状況に応じた取組を可能とすべきである」とされており、新たな管理方策の検討が必要である。
- 広域化・共同化計画を含めた全県域汚水適正処理構想(2023年3月改定版)をとりま とめ、これに基づき、未普及対策や広域化・共同化に取り組んでいる。
- 生活雑排水を処理せず公共用水域の汚濁の大きな要因となっている単独処理浄化槽は、2022年度末時点で全国に約349万基、愛知県では全国一の約31万3千基が残存しているため、早急な転換が求められる。

2019 年 6 月に合併処理浄化槽への転換及び管理の向上を目的として浄化槽法が改正された。県においても 2019 年度以降、転換に係る補助制度の充実や、市町村が設置する公共浄化槽に対する補助制度の導入等により転換促進を図っているが、補助制度を設けている市町村の財政負担の軽減や、自治会等が設置・管理している老朽化した集中浄化槽※(管きょを含む)の更新・撤去に対する補助制度の創設など、さらなる支援が必要である。(※複数の戸建て住宅の汚水を共同で処理する浄化槽のことをいう。)

〇 特に、県では昭和40年頃、民間が開発した戸建て住宅団地などに設置された自治会等が管理する集中浄化槽が17市町に81基点在しており、それぞれ老朽化が進行し、その更新や維持管理に係る費用負担が課題となっている。このまま老朽化した集中浄化槽を放置すれば、生活環境保全上の問題になることから、その早急な支援が必要である。

## (参考)

◇ 伊勢湾・三河湾における環境基準達成率(COD、全窒素及び全りん)の経年変化



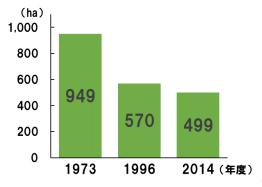
(2023 年度達成率)

COD: 45% 全窒素: 100%

全りん: 83%

#### ◇ 三河湾における藻場面積の減少と干潟・浅場・藻場の経済価値

#### ■三河湾の藻場面積



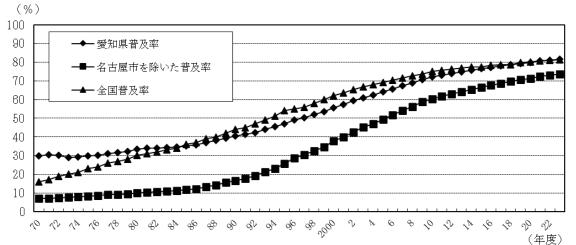
第2回自然環境保全基礎調査・海域調査報告書(環境庁,1980)、 第5回自然環境保全基礎調査・海辺調査(環境庁,1998)を基に作成 ※2014 年度の藻場面積は同調査を基に愛知県推計

三河湾における干潟・浅場・藻場の経済価値

生態	系サービスの分類	内容	経済価値
供給	食料	水産資源の供給	
		漁業による窒素等の回収	79.5億円/年
	水質浄化	貝類による懸濁態有機物の除去	1,039.3億円/年
調整	小具净化 	干潟・浅場の水質浄化機能	745.8億円/年
间距		藻場の水質浄化機能	11.7億円/年
	大気質調整	貝類生産による二酸化炭素の固定	0.6億円/年
	人式兵調金	藻場による二酸化炭素の固定	0.9億円/年
<b>火</b> 自 火	<b>化自 化本理控心担</b> 供	干潟の生物多様性保全	57.1億円/年
生息·生育地	生息・生育環境の提供	産卵場、採餌場等の提供	39.5億円/年
文化	レクリエーションの場の提供	潮干狩り	6.8億円/年

(2017年度 愛知県調べ)

## ◇ 下水道人口普及率の推移



(2023 年度末普及率) 愛知県: 81.5% 名古屋市除く: 73.7% 全国: 81.4%